

【免除規定について】

1. 以下表の①～⑥のいずれかに該当する方は、申込時に該当の修了証コピーを申込用紙とあわせて提出する。

①・②・④・⑤・⑥-a. のいずれかに該当する方は、当校にて実施する2日間の手技確認を受講していただき、基本研修免除の可否を判断する。手技確認の結果、免除が出来ないと判断された場合は、基本研修(講義・演習)の合計10日間を受講していただく。

番号	免除科目	対象者
①	基本研修	介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者
②	基本研修及び実地研修	介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を含む)の科目を履修した者
③	基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
④	基本研修(講義)、基本研修(演習)及び実地研修(右記記載の研修において修了した行為に限る)	平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
⑤	基本研修(講義)(筆記試験に合格した者に限る)、基本研修(演習)及び実地研修(右記研修において修了した行為に限る)	「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」(平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者
⑥	a. 2号研修修了者の場合 基本研修(講義)、基本研修(演習)及び実地研修(上記研修において修了した行為に限る) b. 一部履修証明書所持者の場合 履修した科目	平成24年度以降に登録研修機関(1、2号)において、たんの吸引等研修を受講され、修了証(或いは一部履修証明書)を持つ者

【連絡先】

三幸福祉カレッジ

TEL:052-589-9323(平日8:50~19:30)

FAX:052-589-9328

担当:由水(よしみず)